

食 品 安 全 委 員 会 第 157 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平成 18 年 8 月 31 日 (木) 13:58 ~ 14:41

2 . 場 所 食 品 安 全 委 員 会 大 会 議 室

3 . 議 事

(1) 食 品 安 全 基 本 法 第 2 4 条 に 基 づ く 委 員 会 の 意 見 の 聴 取 に 関 す る リ ス ク 管 理 機 関
か ら の 説 明 に つ い て

・ 添 加 物 ウ ッ ド ロ ジ ン グ リ セ リ ン エ ス テ ル

(厚 生 労 働 省 か ら の 説 明)

・ 新 開 発 食 品 2 品 目

キ リ ン ブ ナ ハ リ 茸

カ ル シ ウ ム 強 化 ス キ ム

(厚 生 労 働 省 か ら の 説 明)

(2) 食 品 安 全 基 本 法 第 2 4 条 に 基 づ く 委 員 会 の 意 見 の 聴 取 に つ い て

・ 動 物 用 医 薬 品 ウ エ ス ト ナ イ ル ウ イ ル ス 感 染 症 不 活 化 ワ ク チ ン

(ウ エ ス ト ナ イ ル イ ノ ベ ー タ ー) に 係 る 食 品 健 康 影 響 評 価 に つ い て

(3) 食 品 安 全 モ ニ タ ー か ら の 報 告 (平 成 18 年 7 月 分) に つ い て

(4) そ の 他

4 . 出 席 者

(委 員)

見 上 委 員 長 代 理 、 小 泉 委 員 、 長 尾 委 員 、 野 村 委 員 、 本 間 委 員 、 畑 江 委 員

(説 明 者)

厚 生 労 働 省 藤 井 大 臣 官 房 参 事 官

厚 生 労 働 省 伏 見 基 準 審 査 課 長

厚 生 労 働 省 北 島 新 開 発 食 品 保 健 対 策 室 長

(事 務 局)

齊 藤 事 務 局 長 、 日 野 事 務 局 次 長 、 小 木 津 総 務 課 長 、 國 枝 評 価 課 長 、 吉 岡 勧 告 広 報 課 長 、

5．配布資料

資料１－１ 食品健康影響評価について

資料１－２ 「ウッドロジングリセリンエステル」の添加物指定及び規格基準の
設定に関する食品健康影響評価について

資料１－３ 食品健康影響評価を依頼する特定保健用食品の概要

資料２ 動物用医薬品に係る食品健康影響評価について

資料３ 食品安全モニターからの報告（平成 18 年 7 月分）について

資料４ 環境省水・大気環境局内における所掌見直し等に係る関係規定の整備
について

6．議事内容

○見上委員長代理 ただいまから、第 157 回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は、寺田委員長が欠席されていますので、委員長代理の私が司会進行を務めさせていただきます。

本日は、6 人の委員が出席です。

また、厚生労働省から藤井大臣官房参事官、伏見基準審査課長、北島新開発食品保健対策室長に出席いただいております。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に「食品安全委員会（第 157 回会合）議事次第」がございますので、御覧いただきたいと思います。

お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は 6 点でございます。

資料１－１「食品健康影響評価について」。

資料１－２「『ウッドロジングリセリンエステル』の添加物指定及び規格基準の設定に関する食品健康影響評価について」。

資料１－３「食品健康影響評価を依頼する特定保健用食品の概要」。

資料２「動物用医薬品に係る食品健康影響評価について」。

資料３「食品安全モニターからの報告（平成 18 年 7 月分）について」。

資料４「環境省水・大気環境局内における所掌見直し等に係る関係規定の整備について」
でございます。不足の資料ございませんでしょうか。

それでは、議題に入らせていただきます。

「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」でございます。資料 1 - 1 にありますように、8 月 29 日付けで添加物「ウッドロジングリセリンエステル」について、8 月 16 日付けで新開発食品 2 品について、厚生労働大臣から食品健康影響評価の要請がありました。

初めに、添加物「ウッドロジングリセリンエステル」について、厚生労働省の伏見基準審査課長、よろしくお願いいたします。

○伏見基準審査課長 よろしくよろしくお願いいたします。

今、見上先生から御紹介がございましたように、資料 1 - 1 が、先般、厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに提出させていただいた諮問書でございます。このものの内容につきましては、資料 1 - 2 にまとめてございますので、資料 1 - 2 に沿って説明をさせていただきたいと考えております。

「『ウッドロジングリセリンエステル』の添加物指定及び規格基準の設定に関する食品健康影響評価について」でございます。

「1. 経緯」でございます。御案内のように、食品添加物の新規指定要請の手続等につきましては、平成 8 年に当時の厚生省の局長通知によりまして、必要な資料を添えて厚生労働大臣あて要請書を提出することとされているところでございます。

今般「ウッドロジングリセリンエステル」につきまして、食品添加物としての指定及び規格基準の設定について事業者より要請書が提出されましたことから、このものの食品添加物としての指定の検討を開始するに当たりまして、食品安全基本法に基づきまして、こちらの委員会に食品健康影響評価を依頼させていただくものでございます。

これがどういうものかと申し上げますと、2. に記載がございますように、松やにをロジンと申しますけれども、それに近いものでございます。

ものとしたしましては、松の切り株を粉碎して、溶媒で抽出して得たウッドロジン樹脂酸を精製した後に、グリセリンとエステル化反応させて得られるウッドロジン樹脂酸のトリ及びジグリセリンエステルでございます。樹脂酸分画の主成分は、アビエチン酸という酸でございます。

そういうものでございますけれども、このものは、米国におきましては、チューインガムの基礎剤、清涼飲料水、アルコール飲料への使用は認められており、EUにおきましては、清涼飲料水、一部のアルコール飲料への使用が認められております。

チューインガムの基礎剤というのは、ガムそのものにある程度の硬さを付与する目的で用いられるものでございます。

清涼飲料水、アルコール飲料への使用というのは、乳化香料と言われているんですが、その飲料水にある程度の混濁を与えるとともに、香りを付与する目的で使われるものでございます。

我が国におきましては、類似の化合物としてエステルガムがございます。このものは既に指定されておりまして、チューインガムの基礎剤として用いられております。

今後の方向でございますけれども、こちらでの食品健康影響評価の結果をいただいた後に、薬事・食品衛生審議会におきまして「ウッドロジングリセリンエステル」の食品添加物としての指定の可否及び規格基準の設定について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。ただいまの御説明、御発言について、何か御質問等ございましたらよろしくお願いします。

ちょっと教えていただきたいんですけれども、アルコール飲料に使うというのは、どういうアルコールだか御存じですか。

○伏見基準審査課長 具体的に海外で使われている事例としては、カテゴリーでいうとリキュールになるものです。果実酒のようなものとか、アルコール飲料としてはそういうものがございます。見た目が少し懸濁したような感じのアルコール飲料がございますけれども、そういったものに使われているんだと考えております。

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。

先生、どうぞ。

○本間委員 この材料は、松の切り株と説明ではなっておりますけれども、松一般すべて対象になるという意味になるのでしょうか。それとも、何種類かに限られた原料になりますか。

○伏見基準審査課長 要請をした事業者から入手している資料では、高樹齢の松の切り株を使うという記載がございます。今それ以上に、松の種類などについては詳しい情報は持ち合わせておりません。

○本間委員 高樹齢であるというのは、このスピリッツとかそういうものに使えるいい条件なんですか。それは書いてあること自身で分かりました。

○伏見基準審査課長 ここから先は推量でございますけれども、松やにと言いますかウッドロジン樹脂酸が多分比較的収率よく採れることから、こういう規定の仕方をしているのではないかと思いますけれども、ちょっとはっきりしたことは申し上げられませんが、申し

訳ございません。

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。ほかにございませんか。

今、私が尋ねたのは、昔、学生時代に飲んだ「アブサン」というお酒が非常に松やにの香りがしたもので、それでリキュールと聞いて安心しました。どうもありがとうございました。

ほかにございませんか。

どうもありがとうございました。本件につきましては、添加物専門調査会において審議することといたします。

次に、新開発食品 2 品目について、厚生労働省の北島新開発食品保健対策室長、よろしくお願いいたします。

○北島新開発食品保健対策室長 厚生労働省の北島でございます。資料 1 - 1 の 2 ページ目のとおり、8 月 16 日付けで別添に掲げる食品の食品健康影響評価をお願いしているものについて御説明を申し上げます。3 ページ目を御覧いただきたいと思います。

今回、食品健康影響評価を依頼する製品につきましては、キリンウェルフーズ株式会社の「キリン ブナハリ茸」、雪印乳業株式会社の「カルシウム強化スキム」でございます。

次に、資料 1 - 3 を御覧ください。「食品健康影響評価を依頼する特定保健用食品の概要」でございます。

まず、キリン ブナハリ茸は、イソロイシルチロシンを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、血圧が高めの方に適する旨を特定の保健の目的とするブナハリ茸エキス含有食品でございます。

カルシウム強化スキムは、カルシウムを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、骨粗鬆症になるリスクを低減する旨を特定の保健の目的とする乳等を主要原料とする食品でございます。

2 ページ「(1)『キリン ブナハリ茸』概要」でございます。

有効性につきましては、正常高値血圧者及び低～中等リスク軽症高血圧者がブナハリタケエキス末を 12 週間摂取した場合の降圧作用を確認するため、プラセボを用いた二重盲検法による比較試験を実施し、その結果、全対象者についても、また正常高値血圧者グループ、低～中等リスク軽症高血圧者グループそれぞれにおいても、ブナハリタケエキス末摂取群で摂取による有意な血圧降下が認められ、ブナハリタケエキス末群とプラセボ摂取群の群間比較でも統計学的有意差が認められております。

作用機序につきましては、ここにあるとおりでございます。ブナハリタケエキスの降圧

作用には、ACE阻害が関与しているということでございます。

私どもの調査会の指摘事項でございますが、この試験品と、もともとの顆粒の製品の違いが試験の結果に及ぼす影響について説明することということで、次のページに回答が載っております。

また、表示見本の修正ということで、商品名、デザイン、許可表示、摂取上の注意等を指摘いたしまして、指摘どおりに修正がされておりますので、当該食品については、薬事・食品衛生審議会新開発食品評価調査会における審議は終了し、了承されております。

本製品につきましては、同じ関与成分で摂取目安量当たりの関与成分の量も同じもので、清涼飲料水の形態のものについて、既に3製品が特定保健用食品の表示の許可を得ております。しかしながら、今回の製品につきましては、顆粒状ということで形態が大きく異なるため、評価を御依頼したところでございます。

次に、4ページ「(2)『カルシウム強化スキム』概要」でございます。

有効性と作用機序につきましては、カルシウムに係る疾病リスク低減表示の許可申請であるため、この通知に基づきまして、資料の提出は省略しております。

調査会の指摘事項でございます。表示見本を修正することとしておりまして、指摘どおり修正がされたことから、当該商品について、薬事・食品衛生審議会新開発食品評価調査会における審議は終了し、了承されております。

説明は以上でございます。

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。ただいまの御説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらよろしくお願いします。

小泉委員、どうぞ。

○小泉委員 別にこのキリン ブナハリ茸とかカルシウムの問題だけの健康食品についての意見ではないんですが、個人的に幾つか申し上げたいと思います。

実は、昨年の食品安全委員会の調査事業で、医療機関に通院とか受診されている方約二千八百名調査しましたところ、疾患を持ちながら、約四割の人が1つ以上の健康食品を摂取されているんです。

そのうち、2種類以上の健康食品を摂取している人が4割強おられるわけです。一千数百人の中で48名の方が、どうも健康食品によって健康被害を生じたいというデータがあります。

その症状の主なものは、皮膚の発疹、すなわちアレルギーではないかと思うんです。それと、肝障害が多く見られているということなんです。

そういったいろんな状況から考えますと、健康食品はやはり農薬とか添加物のように安全性が見積もられているわけではありませので、かなり生体に影響があるというレベルで摂取しているわけです。やはりそういったいろんな健康への影響は、十分検討すべきではないかと思います。

今まで安全委員会が、適切に摂取する限りにおいては健康に大きな影響はないとかといった形で回答しておりますけれども、適切に摂取するというのは、本当に十分にいろんな面から検討されたのか疑問に思うんです。

というのは、文献も少ないですし、また摂取期間も短いですから、本当に安全かどうかは、私は非常に疑問に思っております。

例えば、疾患をその人が持っているかどうかとか、小児なのか、乳幼児は飲み物ぐらいでしょうけれども、あるいは老人なのかとか、妊婦とか特別な状況の人とかといったことも、十分に検討すべきではないかと思います。

今後、我々はこの健康食品の安全性評価については、もう少し具体的にその評価方法とかを検討すべきではないかと、私個人的にはそう思っております。

以上です。

○見上委員長代理 どうぞ。

○北島新開発食品保健対策室長 まず、このブナハリ茸のことにつきましては、本品は治療を目的とした食品ではありません。また、高血圧治療中の方、その他薬剤を処方されている方は医師に御相談くださいという表示をするようにしております。

特定保健用食品に関しましては、私どもで安全性確認のための試験方法などを通知しておりまして、それに基づいて実施はしていただいておりますが、いわゆる健康食品につきましては、そういったルールが整備されておられませんので、来年度の概算要求でも公表しておりますけれども、いわゆる健康食品を含めた健康食品の安全性確保に関する検討経費を来年度、要求しているところでございます。

また、健康被害情報が寄せられる仕組みになっておりますが、そういった寄せられた情報を専門の臨床の先生、薬理学系の先生方、専門家にお集まりいただきまして検討し、適切な対応をするというための経費も要求中でございます。

そういったことで、特保に限らず、いわゆる健康食品も含めた安全性の確保策については重要な課題だと考えております。

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。

本間委員、どうぞ。

○本間委員 最初のブナハリ茸の部分ですけれども、確認のためお尋ねいたします。

関与成分は、イソロイシルチロシンということですね。ペプチドが効果を生ずる物質ですね。それで、この子実体から取ったペプチドでいろんな試験を全部やっていることになりますね。

今回、このものが今まで飲料で供給されているんだけれども、粉末になるんですか。粉末形態で新たな食品になり、種類が違ってくる、それで評価を依頼したことになりますか。

そうすると、ちょっと詳しい話になりますけれども、このイソロイシルチロシンという物質自身は、加熱とかそういうものに割りと反応性が高いものなんですか。それとも、そんなことは書いていないんですか。

○北島新開発食品保健対策室長 特段、その点については指摘がなかったので、手元にお持ちいたしませんでしたが、後ほど確認させていただきます。

○見上委員長代理 よろしいですか。ほかにございませんか。

先ほど小泉委員が指摘した点は、食品安全委員会の中でも結構論議があることで、北島室長が、いろいろ次年度の予算等でそういうことも考えていることをお伺いして、ある程度ほっとしてはいるんです。次から次へと健康食品も湯水のごとく出てくるので、薬ではないんだけれども間違えてというか、より健康のために4種類も5種類も平気で飲んで医者にかかっているという例もよく聞きますので、是非、対応をよろしく願います。

ほかにございませんね。どうもありがとうございました。

伏見課長並びに北島室長、いろいろ御丁寧に説明、長らくどうもありがとうございました。

本件につきましては、新開発食品専門調査会において審議することといたします。

次の議題に移らせていただきます。「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。動物用医薬品ウエストナイルウイルス感染症不活化ワクチン（ウエストナイルイノベーター）に関する食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、情報、意見募集の手続が終了いたしておりますので、事務局から御説明お願いいたします。

○國枝評価課長 資料2を御覧いただきたいと思います。めくっていただきますと、そこに審議の経緯が書いてございます。

平成18年7月20日の食品安全委員会で御審議いただいた後、国民からの意見・情報の募集を行いました。

一番後ろのページで、御意見・情報を1通いただいております。内容としましては、審議結果は適当な結論ということ。

もう一つは、馬に10倍用量のウエストナイルイノベーターを2ないし3回投与したときに、元気消失が見られたということですが、この原因は何かということについての御質問でございます。

回答としましては、馬に対する安全性については、農水省で審議され、問題ないとされたということ。

試験報告書で10倍用量の投与量の元気消失の原因については、考察がされておりましたが、本ワクチンに限らず、高用量の投与における動物の一時的な元気消失などはよく認められる現象ということで、2～3時間後には回復したということから、特に問題はないということで回答したいと思っております。

もう一つ、その前のページになります。前回の食品安全委員会の御審議の際に、最後までとめられるときに、見上委員長代理から、最近のウエストナイルの状況について御発言がありました。それを踏まえまして、ちょっと古かったものですから、新しくその右に書いている形で修正をさせていただいております。

以上でございます。

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。ただいまの御説明の内容、あるいは記載事項につきまして、何か御意見、御質問がございましたらよろしく願いいたします。よろしいですか。馬のワクチンのお話です。

それでは、本件につきましては、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、ウエストナイルウイルス感染症不活化ワクチン(ウエストナイルイノベーター)が適切に使用される限りにおいて、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられるということによろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長代理 次の議題に移らせていただきます。「食品安全モニターからの報告(平成18年7月)について」、事務局から報告願います。

○吉岡勧告広報課長 お手元の資料3に基づきまして、御報告を申し上げます。

食品安全モニターから、7月中に報告がございましたのは45件でございます。

そのうち、BSE関係が10件。

食品安全委員会活動一般関係が8件となっております。

2ページでございます。食品安全委員会活動一般関係の報告でございますが、食品安全

モニター会議に参加しての感想、御意見が6件ございます。

有意義だったという御意見とともに、今後、パネルディスカッション形式、あるいはいろいろな立場の中立的な先生の話も聞ける会にしてほしい。また、各モニターの自己紹介や質疑応答の時間をもう少し長く設定してほしいといった御意見もいただいております。

平成18年度のモニター会議は、5～6月にかけて全国7都市において開催したところでございまして、会議の運営や在り方などにつきましては、今回、御指摘いただいた御意見も含め、また会議後のアンケートでいただいた御意見、御要望も参考としながらよりよいものとなるよう努めてまいります。

なお、会議で出された主な意見やアンケートなどの概要につきましては、ホームページに掲載しておりますので、それを御紹介しております。

次に「『食育』に対する食品安全委員会の取組について」。

食育は大切だが、食品安全委員会が直接取り組むことはせず、各省に任せてはいかがか。食品安全委員会は食品のリスク評価とそれに基づくリスクコミュニケーションに専念していただきたいという御意見でございます。

これに対する当委員会からのコメントでございます。食育につきましては、平成17年7月に施行された食育基本法、また、本年3月に作成された食育推進基本計画に基づいて取り組まれているところでございます。具体的な施策の実施に当たっては、内閣府の食育推進室及び食品安全委員会を含めた関係府省が連携しつつ取り組むこととしております。

そしてそこでは、食品の安全性など食に関する幅広い情報を多様な手段で提供するとともに、関係者間の意見交換が積極的に行われるよう、施策を講じるとされておるところでございます。

食品安全委員会では、現在リスクコミュニケーション専門調査会において、その推進方策について検討を進めておりますが、引き続き、食品の安全性に関する国民の知識と理解を深めるため、関係省庁と連携して正確でわかりやすい情報の提供及びこれについての意見交換を積極的に実施することにより、食育の推進に努めてまいりますとしております。

4ページ、「2．リスクコミュニケーション関係」でございます。

「○ メディアレスポンスについて」。

ニュージーランドのFood Safety Authorityは、ホームページに「Response to Media」のコーナーを設け、メディアの話題にコメントを付けている。食品安全委員会、政府の取組の一環としても、この取組を参考にしたい。

また「○ TV健康番組の事後検証報告について」。

放映後に番組内容を検証し、広く一般にその審査内容を報告することも必要なのではないかという御意見でございます。

これに対するコメントでございます。

食品安全委員会では、ホームページなど幅広く適切な情報の発信に努めているところであり、また報道に対しては適宜プレスリリースを行うとともに、定期的な懇談会を開催しておるところでございます。

また、平成 18 年度におきましては、リスクコミュニケーションに関する調査におきまして、諸外国におけるメディア対応の状況でございますとか、マスメディアに関するメディアカバーの調査などの調査を行うこととしておりまして、今後とも引き続き適切な情報の発信が行われるよう、報道関係者への正確な情報提供にも努めてまいりますとしております。

5 ページが「3 . B S E 関係」でございます。

米国産牛肉の輸入手続きの再開に関しての御意見。

消費者の意見を聞いてから政府は決定すべきではなかったか。

査察報告について国民に報告していただきたいなどの御意見でございます。

これに対しての当委員会からのコメントでございます。

食品安全委員会といたしましては、平成 17 年 12 月 8 日にリスク評価結果を通知したところですが、本年 1 月 20 日の脊柱混入による輸入手続停止につきましては、輸出プログラムが守られなかったというリスク管理上の問題として、これまでも適時リスク管理機関から報告を聴取してきたところでございます。

米国における対日輸出施設等の現地調査結果につきましても、7 月 27 日の第 154 回委員会会合、8 月 10 日の第 37 回プリオン専門調査会で報告を受けたところですし、また 8 月 24 日の第 156 回委員会会合におきましてもそのフォローアップの報告を受けたところでございます。

食品安全委員会としては、今後とも節目節目で米国におけるリスク管理状況等について報告を受けるなどにより、状況の把握に努め、適切に対応してまいりますとしております。

7 ページが、米国産牛肉の輸入手続の再開に関しまして、加工食品や外食等における原産地表示の義務化等の御意見。

8 ページが「○ 20 ヶ月齢未満の牛肉のリスクについて」。

20 か月未満の B S E に感染していても検出されなかった牛の特定危険部位以外の部位を食べたときのリスクは、本当に問題にならない程度なのかという御質問でございます。

これについてのコメントは、我が国における牛海綿状脳症対策の見直しに係る評価結果を御紹介しております。

9 ページ以降が「4．食品添加物関係」「5．化学物質関係」。

10 ページが「6．微生物・ウイルス関係」でございます。

セレウス菌に関する取扱いについて、食品ごとに基準を設定するのがよいのではないかという御意見です。

これに対しての当委員会のコメントでございますが、セレウスは土壌などの自然界に広く生息しておりますが、セレウスによる食中毒の症状は、一般に重症化することはほとんどありません。本菌による食中毒は米飯類や麺類に起因する場合が多いので、これらの食品をつくり置きせず、調理後すぐに食べることが重要です。こうすることで、ホームページを御紹介しております。

また、当委員会では、調整粉乳にセレウスの規格基準を設定することに係るリスク評価を行いましたので、この内容について御紹介をしております。

11 ページが、サルモネラ菌と生卵についての御質問でございます。

これについての当委員会のコメントでございますが、サルモネラについては、動物の腸管や自然界に広く分布しており、本件による食中毒は、鶏肉や鶏卵に起因する場合がありますので、これらの食品の保存や調理に注意が必要です。卵の生食は新鮮なものに限ります。低温保存に心がけ、早めに食べ切るようにしてください。

また、現在、微生物・ウイルス合同専門調査会において、リスク評価を行う食中毒原因微生物と食品の組合せの優先順位付けのための検討を行っており、鶏卵中のサルモネラについてもリスク評価を行う候補の1つとしておりますといたしまして、本委員会のホームページを御紹介しております。

12 ページ「7．新開発食品関係」でございます。

「○ 大豆イソフラボン摂取量に関する説明の必要性」ということで、妊婦や乳幼児、小児には推奨できないとされる理由をきちんと明確に説明すべきだという御意見でございます。

食品安全委員会では、本年5月11日付けで大豆イソフラボン等を関与成分とする特定保健用食品3品目の健康影響評価について通知をしたところでございまして、その中では、妊婦、胎児については動物実験における有害作用の報告など、乳幼児、小児については生殖機能が未発達であることをそれぞれ考慮して、妊婦、胎児、乳幼児、小児について上乗せして摂取することは推奨できないとしたところでございます。

なお、食品安全委員会では妊婦等への推奨ができない理由等を含め、評価のポイントや Q & A を作成し、意見交換会やホームページを通じて適宜情報提供を行ってきております。

次に「○ 『コエンザイム Q10』に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

審議結果を拝読し、論理的な結論であると思っている。製品によって吸収性、体内動態に差が出ることが予想されるので、個々の製品ごとにこれらのデータを事業者に求めるのは当然と思うという御意見でございます。

これについてのコメントでございます。

「コエンザイム Q10 の安全性について」につきましては「本食品の安全性については、提出された資料ではデータが不足しており、安全な摂取上限量を決めることは困難である」との結論を本年 8 月 10 日に決定し、厚生労働省に通知したところです。

この評価結果の中では、御指摘いただいた製品別の体内吸収性の差についても言及し、「体内動態も製品によって異なると考えられることから、当該物質の安全性は、物質としてではなく個別の製品について評価することが適当であると考えられる」としております。

13 ページが「8 . 食品衛生管理関係」の御意見。

15 ページが「9 . 食品表示関係」の御意見でございます。

19 ページ「10 . その他」で「○ 放射線照射食品」また「○ 健康食品の誇大広告について」などの御意見をいただいております。

以上でございます。

○ 見上委員長代理 どうもありがとうございました。ただいまの報告の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問はございますか。

どうぞ。

○ 小泉委員 非常に細かいことなんですが、この件数というのは、1 人 1 件ずつ御報告することになっていますね。ということは、ここにモニターさんの報告は全件数書くことになると思うのですが、表の数とページの○の数が合わないんですが、それは合わないといけないんですか。それとも、合わなくていいんですか。

例えば「食品安全委員会活動一般関係」は 7 件しかないんですが、8 件となっていたりするんですが、これはどういうものか教えてください。

○ 吉岡勸告広報課長 これは整理の途中で、総体は分類を変更した際に間違えてしまったもので、申し訳ございません。再集計をさせていただきまして、正しい数でホームページに掲載させていただきたいと思っております。

大変申し訳ございませんでした。

○見上委員長代理　ほかにございませんか。よろしいですか。

どうもありがとうございました。ほかに議事はございますか。

1件、よろしくをお願いします。

○境情報・緊急時対応課長　今般、環境省で水・大気環境局より局内におけます事務分掌の見直しが行われたとの報告がございました。関係規定の改正をする必要がございますので、御説明をさせていただきたいと思います。資料4を御覧いただきたいと思います。

ただいま申し上げましたように、事務的な対応でございます。環境省の情報連絡窓口が、これまでの水・大気環境局の「水環境課」から「土壌環境課」へ変更になったということでございます。その関連で関係規定の改正をする必要がございます。

このうち「2　関係府省申合せ」につきまして、本日付けで改正が行われましたので、委員会に御報告をさせていただきます。

まず「1　食品安全委員会決定事項（案）」でございます。

（1）（2）にございます指針について改正を行うことであります。

2ページ目。恐縮でございますが、最初に御訂正をお願いしたいんです。左肩に「別紙」と書いてございますが、この2ページ目が別紙1、3ページ目が別紙2となりますので、1と2を追加いただきたいと思います。

まず別紙1でございます。これが「食品安全委員会緊急時対応基本指針」で、右側が現行、左側が改正案でございます。現行の水環境課から土壌環境課に変更になるということでございます。

3ページ目「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」でございます。これも同様に、水環境課から土壌環境課に変更になるというもの。

もう一つ、下の表でございます。農水省の消費安全局消費安全政策課の直通電話番号が変更になっているという、事務的な変更でございます。

また1ページ目にお戻りいただきたいと思います。「2　関係府省申合せ（報告）」でございます。

これは、それぞれ4府省において既に内部決済が終了しておりまして、同様の名称の変更を行ったということでございます。

（1）食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化についてという通知についての改正。

（2）食品安全関係府省緊急時対応基本要綱。

（3）緊急対策本部設置要領。

(4) 食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱。

これらにつきまして、それぞれ水環境課から土壌環境課に変更することになりまして、具体的な新旧対照表は４ページ目以降にございます。

以上でございます。

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。

資料４「２ 関係府省申合せ（報告）」に書いておりますように、（１）～（４）のいろいろな要綱があるわけなんですけれども、これに関しては、改正について御報告をいただいたということでございます。

資料４「１ 食品安全委員会決定事項（案）」の２件につきましては、食品安全委員会の決定となります。形式的な改正でありますので、食品安全委員会として原案どおり決定することによってよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。

ほかにございませんか。

○小木津総務課長 特にございません。

○見上委員長代理 それでは、本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、第 157 回食品安全委員会会合を閉会いたします。

次回の委員会会合につきましては、９月７日 14 時から開催しますので、お知らせいたします。

また、９月５日火曜日 14 時から動物用医薬品専門調査会を公開で開催。

同じく９月５日 15 時 40 分から動物用医薬品専門調査会を非公開で開催。

９月６日水曜日 14 時から農薬総合評価第１部会を非公開で開催予定をしておりますので、お知らせいたします。

どうもありがとうございました。